

古訓語彙小攷

春日, 政治

<https://doi.org/10.15017/2556543>

出版情報 : 文學研究. 33, pp.13-26, 1943-12-30. 九州文學會
バージョン :
権利関係 :

古訓語彙小攷

春 日 政 治

昨年の春、京都の新村出先生から、思ひがけもなく私の舊稿「舊訓十七條憲法」があつたら一冊ほしいとの命があつた。それは京都日伊協會に於て、十七條憲法を伊太利譯にする計畫の準備資料に供する爲であることが、後にわかつた。私のこの舊稿は、また奈良にゐた際、恰も聖徳太子の千三百年御遠忌に當つた大正十年三月に、試みたものであるが、その後多少なり養つて來た古訓點の知識から見ると、訂正したい個處が、年と共に漸次増して來るのであつて、あのまゝ人に見られることは、やゝ汗顔を覚える點もあるが、急の事ではあつたし、姑らくそのまゝ先生には差上げることにした。只私は、二十餘年前の小作の名前を、人から呼びかけられて、多少の懐かしみをも感じたし、亦これを機會にこの舊稿に朱を入れて見たくもなつた。その爲書紀の古訓を見ることに心が動いて、かの頃に比較すると、地方にゐても自由に見られるやうになつた書紀の古鈔本（複製）に、暇々目を曝すやうになつたのである。こゝに掲げる語彙は、さうした折々漫然記しておいたものの中から、二三を抽出して愚案を試みたものであつて、小牧教授に對する獻壽の料としては甚だ瑣末な有合せである。

オモヘリノイカリ(曠)

十七條憲法の「十日絶忿棄曠」の書紀の古訓は、忿字をコ、ロノイカリ、曠字をオモヘリノイカリと讀んでゐる。内藤湖南先生は毎日新聞社複製の秘籍大觀の「古寫本日本書紀解題」に於て、十七條憲法の古訓に言及され、書紀の古訓の多くは、皆、支那古典籍の訓義に據る所を有するものであつて、苟もしなかつたことを陳べられた末に、

第八條の公事廢監を「公ノ事ハイトナシ」と訓めるはいかなる據りどころあるにか。略又第十條に絶忿棄曠を「忿ヲ絶チ曠ヲ棄テ」とよみ、或は曠を「オモミイカリ」とよみしなども中略いかなる典據あつてか、今見るかざりの支那の古き小學書どもにては、かく訓すべき故明かならず。

と疑はれ、さて更に

されどもかゝる廢監、忿曠等の古訓は見存小學書に典據なしとて、一概に非とすべからず。

と保留された。

さてこの内「廢監」をイトナシ又はイトマナシと訓する典據については、臺北大學の神田喜一郎教授が、曾て支那小島本田二博士選曆記念號所載「日本書紀古訓攷證」に於て精緻な攷證をされたから、それに譲ることとして、私は忿字殊に曠字の訓方について一往の解釋をつけたと思ふ。この二字については書紀通行本(今寛文九年本を用ゐる)は、忿字をコ、ロノイカリと訓じ、曠字は無訓である。古鈔本について見ると、忿字は各本一様にコ、ロノイカリとつけてあるが、曠字は岩崎本オモヘリノイカリ(一訓オモミイカリ又一訓オヘリノイカリ)、北野本オモテノイカリ(一訓オヘリ)、圖書寮本オモテノイカリ(一訓オモヘリ)とある。岩崎本のオモヘリノイカリは平安中期の加點と見るべき朱點であつて、

すべてこの朱點は現存書紀の訓點中最古のものゝ認められてゐる。

十七條憲法玄惠註抄に據ると、明一傳東大寺明一(平安初期)の註であらう。に「思心爲忿、出色爲瞋也」とあるとあり、延いて

それを踏襲したものであらう、仲範の註といふものにも、この解そのまゝが見えてゐる。しかしこの解が果して如何なる書に典據を有するかは明かでない。元來忿字は説文に悋也、玉篇に恨也とあり、その他、恚也・怒也・怨也などの訓があるから、和訓してウラム・イカル・イキドホルなどいふべきであらう。瞋字は説文に張目也、廣韻に怒也とあり、「瞋目」といふ熟字もあるから、和訓して、イカルといひ、又メライカラスなどもいひ得る。而して兩字に共通する所はイカルであるが、強ひて兩字の義を區別する爲に、忿字は心に從ふ故に心のイカリとし、瞋字は目に從ふ故に顔面に表れたるイカリとすることは、さして無理もないやうである。只オモヘリといふ語が近代語にない爲に變に感ぜられるのである。

オモヘリは書紀の訓には常用の語彙であつて、色字・顔字を讀んでゐる。(應神・雄略・武烈・繼體・天武の諸紀) 通行本雄略紀には「神色」をタマシヒオモヘラヒとつけてあつて、オモヘリの延音形も見えてゐる。この語は續紀宣命四十一に明かに

對天無禮 岐面弊無久……。

とあり、詔詞解が

面のけしきにて、俗に顔かほぶり顔色也。

と解してゐる如く、又色字を讀むのでも知られるやうに、カホツキといふ義である。北野本には、

天皇有^{スラミト}不^{コト}悅^{コト}之^ヘ色^{スモリ} (應神紀四十年正月)

といふ條に、ミオモフリと假名づけてある。

かくオモヘリは奈良朝に存し、古鈔岩崎本の朱點にもある所から見ても、一訓のオモテノイカリといふのは、蓋しオモヘリの義の不明になつた時代に改め附けた後のものらしく考へられる。岩崎本の後入の一訓オモミイカリは、湖南先生も疑はれたのであるが、他には見ないものであつて、或は何かの誤寫ではなからうか。しかしオヘリの方は容易く没却されないやうに思ふ。かのオモホスがオムボスといふ階段を経てオボスと變つたのと同様に、

オモヘリ→オムベリ→オベリ

となつたのであつて、オベリ(へは濁つて發音された)といふ變訛語が存したらうといふ私考である。

オモヘリを動詞思フの存在形思ヘリだと考へる説もある(面弊利の假名からは差支ない)が、思ツテキルといふ義ではむしろ心中に屬するから如何かと考へる。まさか「思有於内、必形於外」といふ迂曲な表現でもあるまい。北野本にミオモフリといふ形もあることであり、オモは面、ヘリはフリと同じだとする宣長の説がよいであらう。

翻つてこのコ、ロノイカリもオモヘリノイカリも、我が國語に常用された自然なる語彙といひ得ないことは勿論である。甚だ不自然であり生硬な、謂はば直譯の解釋語とも名づくべきものである。書紀撰修當時の自然な訓方といふものは勿論、まして十七條憲法制作當時の訓方といふものは知るに由はない。多少古傳といふものはあつたにしても、大半は後世——書紀撰修に比較的近い後世——の人が、あの漢文を日本語として分るやうに、所謂訓讀したのが、今我々の見る書紀の古訓といふものである。而してそれは可及的國語に讀むこと、而も古代の國語に讀むことに力めた

のは勿論であるが、その間漢字の字義について解釋的に讀むことも亦自ら免れ得なかつた。殊に支那典籍に依據した文、その著しい一例と見るべき十七條憲法の如きを訓む段になると、得てさうなり勝ちである。この忿・瞋の訓の如きは、第五條に於ける發(アヂハヒノムサボリ)欲(タカラホシミ)などのそれらと共に、その好適な例であらう。書紀の訓方には、この種の語彙の多いことも覺悟しなくてはならない。

トコメツラナリ(永久)

これは憲法第七條の「國家永久」といふ句の永久につけてある一訓であつて、湖南先生が前掲の文に次いで、飯田氏が第七條の國家永久の古訓に永久を「トコメツラ」とあるを非とせしなども、輕々しくは従ひ難し。

と言はれた所である。これは通釋がこの條に於て

○永久の訓。萬葉集に己妻許增常目類次古トコメツラナリとあれど、こゝにはいかゞなり。

と考へたのを指されたのである。こゝは北野本も圖書寮本も無訓であるが、岩崎本は朱點なく、後入の墨訓にトコメツラニシテとあり、さて通行本はナガクヒサシクシテと訓ませて、一訓にトコメツラニシテとある。是を以て見ると、この訓はもと古鈔本には無かつたのが後に入つたものだらうと考へられる。契沖が萬葉集のその歌の註に、

推古紀聖德太子十七條憲法第七ニ永久ヲトコメツラトヨメリ。(代匠記精撰本)

と言つたのは、やはり書紀通行本に據つたものであらう。トコは常字を訓するやうに恒久の義であつて、永久はむしろトコトバとか、トコシへと讀めば却つて難はないのであるが、メツラが附いて若くて愛すべき讚美の義が加はる

爲に、永久の義ではないといふのが、通釋などの疑ふ所であつて、一わたり最もな事である。

萬葉集のこの語はトコメヅラシキといふ形容詞形を取つてゐるが、平安朝に入ると、トコメヅラナリといふ形容動詞形を取つて來る。萬葉集のこの歌を拾遺集が採つて、

難波人葦火焚く屋はすゝたれど己が妻こそとこめづらなれ

と改めてゐる。この語は躬恒集・公任集・散木集などにも表れてゐるが、皆形容動詞形であつて、色葉字類抄には、「不古」をトコメヅラナリと訓んでゐる。更に下つて溫故知新書は、「不古」(古を吉に誤つた本がある)をトコメヅラシと萬葉形にして出してある。「不古」といふのは只恒久といふよりは、やはりトコワカといふ讚美の義をもつてゐて、公任集が

年毎にとこめづらなる鈴虫はふりてもふりぬ聲ぞきこゆる

と言つたのに、トコメヅラの好適な解釋が見える。トコメヅラは已に古語であり、奥ゆかしい韻きもあるので、國家の恒久不老をいふに差支のない語ではあるが、永久の適譯かどうかとなると、やはり通釋の言つたやうに疑はれる。惟ふに書紀のこの訓は極めて古いとはいはれないのであつて、それがこの語の形容詞形から形容動詞形になつた時代なることは勿論、恐らく鎌倉以後の補入に係るものであらうと思ふ。元來書紀の訓語について困難な一つは、その語自身古さと、又それが訓として入つた時代とを位置づけることである。このトコメヅラニの如きは語形がやゝ後代的であり、訓として入つたのも比較的降つてゐることを見る一例であらう。

因みに萬葉集のかの歌の訓方について、古義が

常目類次吉は、ツネメヅラシキとよむべし、(トコメヅラシキとよみ來れど、こゝはしか訓べき處にあらず、)
常は、常にといふ意なり。

と言つた以來、古訓を改めた本も見えるが、理由がはつきりしない。やはりトコメヅラシキでよいであらう。

ヤワシ(飢)

これは十七條憲法の語彙ではないが、偶々書紀の中で行當つたものであるから、次手に記すことにする。先年東京の佐藤男爵家所藏の東大寺諷誦文稿が複製されて、平安初期の片假名交り文として、國語學上重要な資料を供してゐた。複製本には山田孝雄博士が解説を書かれ、田山信郎氏が全篇を現代活字體に翻字されてゐる。只その全部を妥當に讀下さうとなると、語彙にも文章にも頗る難解の點疑問の條が多いものである、今私の多少考へさせられたもの一つを茲に摘出する。山田博士はその解説に於て、この書に多くの古訓の存することを擧げられた條に、

(上略) 又 饑ヤワ 飢ヤワとあるを見ては、今人の思ひもよらぬ語の古にありしことを考ふべく……。

と言はれてゐる。これは如何にも聞慣れぬ語であり、多くの辭典にもこのまゝの形では出てゐない。しかし神代紀再尊崩御の段の一書を見ると、

又飢時生兒號倉稻魂命(通行本)

とあつて、飢をヤハシといふ形容詞に訓んでゐる。これは和訓類林にもヤハシで出てゐるし、多くの辭典が皆さうである。このヤハシのヤハはまさしくこゝのヤワに當るものであつて、假名遣は平安初期のこの諷誦文稿に従つてヤワ

とすべきであること固よりである。さて本文の

飲粥忍饑ヤワ作墓葬收了(解説本三十一頁三行)

申セハ飢ヤワ分ッケテ給ヒシ母氏ハ我ハ不トモ食而給トッ宣ケル(同四十頁一行)

が二つ共ヤワとあるのみで上下に如何につゞくべきかとなると、ヤワをそのまま體言として訓むのも一つであるが、それでは第二の文がやゝ妥當を缺く。然らば用言に訓するとすると、やはり書紀の訓のやうにヤワシといふ形容詞にするのが妥當であらう。この本の他の個處に、

不悽寒風霜雪 飢ウエ寒コイ遠道ニ(解説本四十九頁三行)

の如く、動詞としてはウエとあるからである。かくて

粥ヲ飲キ饑シキヲ忍ビテ……。

飢シト申セバ分ッケテ給ヒシ(又ハ給ヒタリ)……。

など訓まれるのである。

さてウエといふ動詞が、古代には上のウはなくて單にエとのみ用ゐられたことは、古歌謡が之を證する。

イユキマモラヒ、戰ヘバ、吾ハヤ惠ヌ。(古事記)

飯ニ惠テ、コヤセルソノ旅人アハレ。(推古紀)

後世のウエのウはエ(we)の前行伴隨音が發達して出來たらしく考へられる。それ故エそれ自身に饑餓の義があつたと言ひ得る。而して動詞と同語根なる形容詞の類に、動詞の語尾をア列音にしてシク活用となる範疇に入るもの

がある。クヤシキ・ウルハシキ・カタマシキ・メヅラシキ・ユカシキ（稀にイキドホロシキ・クルホシキ・ヨコロボシキなど母音の異なるものもある）などはである。そこでヤワシキのワシキの形を見ると、このワはエ（飢）と同根らしく、而もア母音を取つて語尾がシク活用になつてゐるのから推すと、逆に本來動詞のヤエ・ヤウと活く語があつて、それが形容詞形を取つたのかも考へられる。かく考へるとヤは何等かの接頭辭（イヤ（彌）・ヤヤ（漸））などの如き）であらうかとも想像されるが、未だ考へ得ない。

尙ヤワといふ語について聯想されるものに次の如きそれがある。大寶二年御野國加毛郡半布里の戸籍の中政戸人小人戸口十六の條に、

下々戸主小人^{年四十四}六正丁……戸主弟弱^{年世五}正丁……移和妻縣主族閉止女^{年世三}正丁（大日本古文書一、八一頁）

とあつて、弱を移和といふらしい。移字は古代にはヤの假名に用ゐたので、移和はヤワと讀むべきである。これは古代にあつた弱の義のヤワといふ語であつて、無論ヨワシの語幹ヨワにも通ふことはもとより、亦ヤワシ（飢）のヤワと同語根と見ることも出来る。飢ゑることは身の弱ることでもあるからである。

さて書紀傳は書紀のこの條に註して次の如く言つてゐる。

「飢時生兒」の飢を夜波志と訓あるは、假字の違ひにて、夜和志なるべし、或説に弱也と云へる如く、普通に與和志を然云ひつるならむ、（下略）

先づヤワシと假名を正したのは、ウエのワ行活用に注意して考へた卓見であり、ヨワシと普通であるとしたのも一顧を拂ふべきである。只本文に假名づけて「ヤワシトキニ」としてあるのは、甚だ心を得ない。ヤワシはヨワシと

對比してあるから、形容詞と考へたと見られるが、本文の假名づけではヤウスといふ動詞のやうに聞える。「ヤワシカリシトキニ」のカリの誤脱であつてはしい。次に通釋はこの語を註して

○飢時云々。本に飢をヤハシカツシと訓るは謬なり。元々集訓にウヤシカリシとあるを正しとすべし。飢しかりしなり。

と言つた。元々集北畠親房著のウヤシといふ語は、ワ行活用の「飢ウ」がヤ行活用「飢ユ」に變じた時代に、古形を忽かにした造語であつて、それに替した通釋も亦語學には素人であつたことを暴露してゐる。尙敷田年治がその標註に於て

飢時、ヤハシは和はなめれど、カツシてふ語は考へえず。

など言つてゐるのは、年治ともあらう人である。それはともかくこのヤワシといふ語は、少くも平安初期には存在したことが確實であつて、かの私記時代の書紀の訓方には入り得た語彙である。

クスヌク(串)

東大寺諷誦文稿から引いたついでに、今一つ串字の訓を附加へる。無論書紀からのものではない。かの書に、

或イハ轆オサレテ劔輪而號オラ叫サケヒ或イハ串クス刀山而悶コ、ロタエ迷フ。(解説本四十八頁四行)

の「串ス」には随分考へさせられたが、遂にクスヌクだらうといふことに落着いた。文は多分、

或イハ劔ノ輪ニ轆サレテ(而)號ビ叫ビ、或イハ刀ノ山ニ串カレテ(而)悶エ迷フ。

と訓するのだらう。

實は私の郷里信州伊那地方

には、尖つたものを他の物に突刺すことをクスグといふ方言がある。「刺を手にクスグ」、「杖を土にクスグ」などいふのが是である。私は「申クス」を見た時、申字は名詞クシとも、動詞ツラヌクとも訓するから、必ず我が方言のクスグに關係ある古語だらうと先づ考へた。直ちにクスを頭にもつ動詞を辭典に求めたが、それらしいものが見えない。名義抄を見て初めてクスヌクといふ語を得たのである。捏・攪・磨・締・關等の字を訓んでゐる。今これらの文字についての詳説は省くが、皆刺也とか貫也とかいふ訓のある字である。色葉字類抄にもほゞ同様である。例の和訓類林には文選の古訓から引いてある。

畢クヌク久クヌク（文）今按物之能快貫云三遇須一蓋古語耳○挿畢同訓（文）

私は文選を一々探ることも出来なかつたが、字書によると説文に「畢刺肉也」、禮記雜記の註に「畢貫牲體木也」とあり、文選には「捏膚」を「捏畢」に作つて、畢・磨同用にしてあるらしい。挿字の刺入也は言ふまでもない。かくてこの申字は字義上クスヌクと讀んで誤ないやうである。

次に我が方言のクスグは、亦まさしくクスヌクから變化したものでらしく、クスヌクのヌが撥音化し、従つて語尾クが有聲化してクスングとなり、更に撥音を落してしまつたのがクスグであると思ふ。この語のクスは類林のいふやうにグスといふ情態象徴音かも知れないが、私はクシ（櫛・申）と同根の語であつて、刺す義があるのでなからうかと思ふ。或はクシヌクが母音同化で變音したのかも知れない。それにしても、この語の普通の辭典に存在を保たないことよ。

ホフシ(僧)

思はず横路に入つたから、十七條憲法に立返らう。凡そ書紀の古訓といふものは、力めて國語に讀まうとしたものであつて、漢語即ち字音で讀むことを成るべく避けた。しかし日本になかつた外來の事物や思想になると、譯語が見つからなくて字音訓みを取るの已むなきものもある。さうしてそれらの内には、實際上代に在つても、字音の形が常用されて、國語の形には呼ばれなかつたものがある筈である。十七條憲法の内で字音に訓む語は、第二條の「篤敬三寶三寶者佛法僧也」の三寶と僧字をホフシといふのである。僧字をソウと讀まずに讀換へてはゐるものの、結局ホフシといふ字音語を用ゐてゐて、書紀の古鈔本はこゝの僧字を皆ホウシ若しくはホシと假名づけてある。否書紀の他の個處に於ても、法師は勿論、僧・沙門・釋等、時に緇字をさへ、ホウシ若しくはホシと訓じて、決して他の稱呼を用ゐないのは、そのかみ僧侶を呼ぶには、ホフシが通稱であつて、他の漢語も又國語の呼方も用ゐなかつたことを表してゐるやうに思ふ。萬葉集の歌に僅かに用ゐてゐる漢語のうちに、佛語では餓鬼・布施・香・塔などと共に、

法師等之 鬢乃剃杭 馬繫 痛勿引曾 僧半廿(三八四六)

と法師の出て來るのも、その一つの表れであつて、殊に末の僧字もホフシと讀むべきことは前後關係から動かないことである。書紀の訓は前述の如くホウシ又はホシとなつてゐて、已に發音が一變して更に和化した時代のものであつて、ホウシはへ行轉呼、ホシは促音であつたらう。古い岩崎本の朱點が已にホシとなつてゐるが、やはり平安中期の時代音であつたらう。

本居宣長が詔詞解に於て、「僧尼」第五をホウシ・アマと訓み、

僧をほうしといふは、法師の字音をとりて、訓としたる也。和名抄に、玄蕃寮の訓、保宇之万良比止乃豆加佐とあるは、僧と蕃客との司のよし也。

と註し、又「僧綱」第十を「保宇志乃都加佐と訓べし。」と言つた如きも、ホウシと假名づけたことには時代上の論があるとしても、強ひても國語讀みにしようといふ力めた訓方の間に於て、この字音語を取つたことはやはり古意を得たものといひ得る。例の大寶戸籍には已に人名として「法師」がある。法師麻呂・法師以上、川邊勝法師前の如きが是である。神龜三年山背國愛宕郡雲上里計帳に見える出雲臣僧といふ名の僧も多分ホフシと呼んだものであらう。これは一方學者をばハカセ（博士）といふ和化漢語で呼んだらしいのと相對應したものであつて、同じく大寶戸籍には儒・博士・波加西以上御野といふ名が見えて、共にハカセと呼んだものらしい。それ故學者にも亦普通には國語の呼方はしなかつたものであらう。書紀の訓にも儒字に明かにハカセと假名づけてある（孝徳紀・持統紀等）のは、僧字をホフシと訓じたのと同じく、常用の字音語彙に據つたものと見ることが出来るのである。

書紀の訓方が可及的國語に讀まうといふことは一再已述したが、奈良朝には已に彼の文化と共に將來され、常用された漢語彙も少なくなかつた筈であり、更に讀書に於て盛に字音讀みの行はれたことも亦明白なる事實である。書紀が日本の歴史だからと言つて、すべてを國語訓みにすべく書いたものとは考へられない。かくて今の書紀の古訓といふものの中には、後世から強ひて當嵌めた似非國語の交つてゐることを覺悟しなくてはならない。而してそれらを直ちに正しい古語などと考へることも躊躇しなければならぬし、又一面には、古代國語に常用された字音語即ち漢

語彙といふものを、書紀などの訓方から考へ來ることは、單に國語史上のみならず、文化史上に於ても緊要な一事と謂はなくてはならない。

(昭和十八年六月十七日稿)